

浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

開催日時

令和2年9月11日（金）午前10時開議

開催場所

全員協議会室

会議に付した案件

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について
3-2 区再編のメリット・デメリット

10:00

- 1 行政区再編協議【行程3】区再編について
3-2 区再編のメリット・デメリット

◎結論

行程3-2、区再編のメリット・デメリットについて、協議しました。

◎発言内容

○高林修委員長 それでは、前回に引き続き、行政区再編協議、行程3、区再編についてのうち、3-2、区再編のメリット・デメリットについての協議を行います。

今回、前回に引き続き資料請求はありませんでした。

前回の委員会の会議録については、委員の皆様にご配付させていただきました。よく読んでいただきたいということは前回申し上げていますので、その内容についても、今日、協議をしていただいて結構なのですが、もしよろしければ、副委員長の方で、前回の各委員の発言をまとめたものがありますので、資料ではありませんが、参考に使っていただきたいと思いますので、今から配付したいと思います。

[資料配付]

○高林修委員長 記載内容について、私はこんな発言はしていないというところがあれば、ぜひ申し出ていただきたいと思います。

それでは最初に、前回の委員会で持ち越しとなっておりました最適な行政組織について、前回の委員会で太田委員から本日はまとまっていないので次回にという御発言もありましたので、今日は太田委員に甘えて、まず太田委員から御発言をいただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○太田康隆委員 前回の会議録をもう1回読ませていただきまして、積み残しの部分、行程2で区の意義、在り方、区に対する考え方が委員の中でも乖離があって、その辺をもう少し議論する必要があるのではないかとということと、浜松の未来についても触れていなかったもので、これは行程2の積み残しとして議論させてくださいということでした。

それから、行程3のところでは、それぞれの出先機関、区を含めた行政事務の提供体制の検証をしながら、しからば最適な行政組織とは何なのだろうかということを経験・デメリットの議論の末に導

き出して、何のために再編をやっていくのだという、そこら辺までをこの特別委員会で議論していただきたいと思います。

委員長から前回宿題として与えられた区の意義、在り方、それから最適な行政組織とは何かというあたりに触れられるような問題提起をしていきたいと思います。

区の意義、在り方につきましては再三議論もしてきていますが、もう少し整理すると、浜松市が区を設置した歴史のあたりから触れていかないと、なかなか本質に行き届かないと思います。区役所の役割とは何なのだろうかということ、今までも行程2のところでは定義とか概念的なところは触れてきたわけですが、実情に則して触れていきたいと思います。

このことについて一番整理してあるものとして、平成21年12月の本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方についてという資料があります。

平成19年の政令市移行後、表現が適切かどうか分かりませんが、大きな区役所、小さな市役所ということで、区で処理できるものはできるだけ区で処理していくということがうたわれたわけです。当時の総合計画、やらまいか創造プラン2007から2014、これは平成19年につくったものですが、この中にそもそも区とは何なのかということもしっかりうたっています。それは、浜松市の歴史をたどっていく上で、区に対する基本的な考え方になるものだと思いますけれども、区役所は地域の総合行政機関として行政サービスの拠点であるとともに、まちづくりの拠点だとあります。都市内分権を実現するには、本庁に比べより住民に身近な区役所が住民の意向を踏まえて、自らの判断と責任により地域課題の解決、さらには地域発展に向けた独自のまちづくりを進めることが重要だということがうたわれています。

しかし、平成19年以降も行財政改革ということが叫ばれて、できるだけ効率のいい本庁・区役所の役割分担について基本的な考え方を定めようというのが平成21年12月の資料だったと記憶しています。そこでうたわれている区役所の役割は4つありまして、1つは住民自治の拠点。それから、2つ目が地域のまちづくりの拠点。3つ目が総合的市民サービス提供の拠点。市民サービスを区役所で完結していくのだということを平成21年のこの資料の中でも主張しています。区長権限も大きくしようということも言われています。4つ目が市政に関する情報の発信・受信の拠点だということで、これは広報、ホームページなど、地域情報を提供していくと。残念ながら、これは区版の広報というものは廃止されて、一元化したわけですが、こういうことが当時ほうたわれていました。

この後、平成23年11月に、これも行革の流れの中でのことなのですが、区出先機関再構築の基本方針が打ち出されました。これは浜松市の総合計画の都市経営戦略で書かれていることなのですが、区役所の在り方として、区役所は市民に身近な行政機関として日常的に必要とされる行政サービスを総合的に提供する役割を持ちますと、ここでも総合的という言葉を使っています。このため、地域課題の解決のための相談窓口や市民協働によるまちづくりに向けたコーディネーターとして、地域における市民協働の要となり、市民ニーズの把握や多岐にわたる行政情報の提供を的確に行うことが必要となるとしていて、区役所と出先機関の機能として、区役所の機能を3つに整理しています。1つは、市民に身近なサービスを効率的・効果的に提供する機能。2番目は、市民と市政をしっかりとつないでいく機能。3番目は、市民との協働によりまちづくりを推進する機能ということで3点挙げられておりまして、出先機関は区役所と一体となってこうした使命を果たすという整理をしております。

そして、この段階で、まだ協働センターという名前ではなくて、地域自治センターという呼び方をしていたかと思いますが、地域自治センター、公民館等、市民サービスセンターの現状と課題を検証して、

その機能と配置などを再構築していくということが、この平成23年11月の基本方針です。

ここでうたっている区役所の機能の3点については、平成27年8月12日の特別委員会に提出され、本年6月18日の委員会でも、その後の変遷も含めて資料要求した、浜松市の市民サービスの提供体制についての中でも、同様に記載されていることからすると、平成23年以降、この機能については市としても同じ認識で来ているという理解でいます。

これが一応の変遷なのですが、今度は地方制度、法律の立場から捉えてみますと、これも前から触れていますが、平成26年5月に地方自治法の改正が行われました。これは区の事務所の分掌する事務について、市長の直近下位の内部組織と同様に条例で定めることとされまして、区の権限強化、機能強化を国としては求めたということです。また、同年5月30日に総務大臣通知も出されまして、現行の分掌事務を機械的に規定するのではなくて、立案に当たっては、どのような区の在り方がふさわしいか、議会の十分な議論の末に決めていくべきだという技術的助言もなされています。全国的な指定都市での区というものが、特に5大市を考えれば分かりますが、区制度ができて長いので、住民からかけ離れた遠い存在になりつつあるのを軌道修正する、身近な存在として機能するようにということであろうと理解しています。

今度は、区役所がどんな事務を分掌しているかという側面から区制度を捉えてみます。本年6月18日に公明党の松下委員から請求していただいた資料1が比較的分かりやすいと思います。区役所はいつも言うように546の事務を扱っているのです。協働センターの事務は103業務、主に証明書の発行とかそういったものです。ぜひ先ほどの資料も参照していただきたいと思いますが、協働センターと比較して、区役所の区役所らしい所掌事務として防災があります。協働センターにも防災はあるのですが、災害時の地域の防災拠点ということで、区役所の場合は、災害対策本部の区本部を設置するという権限もありますので、大変大きな防災の機能を持っている。それから、財産管理、地域振興事業ときまして、スポーツ振興、あるいは商工業振興、こういったものの相談受付もやっている。それから、児童福祉は特に政令市になって児童相談所ができています。また、家庭児童相談室が区にありますので、様々な子供を取り巻く福祉の面、子供を守るという意味では、非常に有効に機能していると思われまいます。あるいは高齢者福祉、こういったところが区役所機能として大変大きく期待されているところです。

特に合併してきた市町村は、自前の市町村でそういった総合事務をやっていたわけですが、それが、区という市町村よりも大きな行政組織ができて、そこで区の事業として、分掌事務として執り行われるということから大変期待が大きい。特に合併してきたところに、その区の所掌事務についての期待が大きいと感じます。

旧浜松市の場合は、もともと本庁で行っていた事務が分区されて区のほうに移管されてきていますので、そこら辺のありがたさはもしかしたら感じていなかったのかもしれない。そんなふうには分析しております。

それから、政令市移行後、区役所に関わる組織改正を本当に頻繁に行ってきたと思います。この10年でも大変頻繁に、落ち着くことなく組織改正を行ってきました。これも本年6月18日に自由民主党浜松が請求した資料3に記載がありますので見ていただきたいですけれども、大きく言うと、平成19年の政令市移行のときに、区役所には17の部がありました。例えば中区には2つの部があったということで、17の部、89課、1608人の職員で区役所がスタートしました。これを、組織改正の目的としては、簡素化ということと事務の効率化、組織の機能強化、市民サービスの向上という観点から、本庁と区役所の役割分担を先ほど申し上げた本庁・区役所の役割分担の基本的な考え方に基づいて見直してきたわけです。

市民が直接関わらない事務事業や内部事務については、できるだけ本庁へ集約してきた。それから、専門職員に限られるので、職員の分散による専門知識の低下している分野については集約化して、効率的な運営を図ってきた。それから、市民に身近な行政サービスの提供は区役所に残した。こういうような方針でやってきた結果、現在では部はなくなって、課が89から48に減らされて、正規職員も958人体制でやってきている。こういうような改正が行われてきて、特に象徴的な改正としては、税務事務が元目に一元化されたとか、そういうようなことがあると思います。

区役所とは、そもそもどういうふうに考えていったらいいのかということ、浜松市の未来というところにも触れさせていただきませうけれども、政令指定都市になって区という行政組織のツールが出てきたわけです。政令指定都市にならないければ、支所で対応していたはずなのです。指定都市というのは何なのだろうと考えますと、地方において経済を牽引する中核的な機能を有する大都市と一般的に言われています。そうしたことから都市経営を一元的に行っていく必要がある。一方で、大きくなりましたので、基礎自治体として住民に的確なサービスを提供する、あるいは都市内分権により住民自治の拡充を推進するということが重要なだけけれども、大都市になるとそれがおろそかになる。こうしたことから、指定都市に区を置いて、住民の身近なところで総合的なサービスを提供していくのだという考え方があります。

浜松市は、政令指定都市になったけれども、今、人口減少だからということで、区の数減らそうという議論をしていますが、政令指定都市というのは、冒頭申し上げましたように、地域における経済を牽引する中核的な機能を発揮する大切な役割があると思っています。それをまた周辺市町村も期待しているはずですよ。

一例として、第32次地方制度調査会が広域連携の重要性を指摘しています。どういった形の法的な裏づけなのかとか、どういった広域連携の予想図がこれから示されるかは分かりませんが、少なくとも浜松市において考えますと、平成17年に12市町村が合併したというのは、まさしく国が今目指そうとしている広域連携を先取りして、一つの新浜松市をつくってきたということであろうと思います。当然広大な面積を持つということですので、そういう特殊性から、身近な行政を十分に発揮するために、区が機能していかなければいけないということだろうと思います。平成19年にはそういうことで区を機能させよう、区の権限を拡大しようとしたのですが、残念ながらその後の行財政改革の流れの中で、むしろ元へ戻っていった。区を機能させるのではなくて、元の中核市である浜松市の状態に少しづつ戻っていったような15年だったと分析しています。

少なくとも指定都市として新しいステージを目指そうとした浜松市ということを考えますと、今後においては、ぜひ建設的、発展的に広域の市町村圏というものを考えて、周辺の都市にも影響力を行使できるような指定都市になっていくということが必要なだろうと思います。

指定都市のもう一つの側面を見ると、これは二重行政の解消なのです。県が持っている権限を指定都市が獲得して、県並みの機能を発揮していくということですから、当然広域でもって浜松市が指定都市として県並みの権限を発揮していく。その下に、エリアとして一定の規模で行政区というものを置いて、そこが地域に密着した形で基礎自治体の内部組織としての区の役割を発揮していくということで指定都市が発展できる、そんなふうには思っています。

では適正な行政組織とはどういうことかということについては、これまでも皆さんとメリット・デメリットの話をしてきましたが、そういったことをもう少し掘り下げることも含めて、例えば行政側からすると提供するサービスの適正性というか、過剰サービスになって人件費もたくさん使うという

状態は避けていかなければいけないので、持続可能な適正な組織ということが行政がサービスを提供する上で出てくるのだらうと思います。受け手としては、できるだけ密にサービスが提供されればいいわけですが、それはコストのかかることですので、提供側と受け手側でお互いに歩み寄って、どこかに折衷点を見つけて、コストを削減しながら効率よく市民満足度もできるだけ維持しながらやっていくというのがこれからの姿なのだらうと思います。

そういう意味で、区、協働センター、直轄の事業所、こういった浜松市の行政組織を見たときに、協働センターで行われている103業務が、本当に今、これだけデジタル化が進んで、証明書とかそういったものがいろいろなところで取れる時代になってきたということからすると、サービスセンターの提供体制というのは、ある意味この時期に見直していく必要があるのではないかと。それは、平成23年の区出先機関再構築の基本方針にも、状況の変化に応じて見直していくということがうたわれているわけですので、そういうことが課題として挙げられる。区の再編よりも、むしろそちらのほうも同時に見直していくべきものなのではないかと思えます。

それから、出先機関、協働センターで地域コミュニティをどう支えていくかということがよく議論されるのですが、その支え方についても、果たして全部の協働センターにコミュニティ担当職員を置いてやっていくのが適切なのか。協働センターといっても所管するエリアも人口も課題も様々です。そういったことで、ある程度区や基幹の協働センターに集約化を図って、地域をアウトリーチで支えていくという考え方も、これからは必要なのではないかと。どういう形が一番いいのかというのは、これからの議論になると思いますが、そういう時期に差しかかっていると思えます。

私の意見と問題提起という形で述べさせていただきました。

○高林修委員長 はい結構です。ありがとうございました。

ある意味、今までの議論をもう一度整理していただいて、御発言を頂いたと思えます。幾つかキーワードは出ていますが、まず太田委員の御発言について質疑、御意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思えます。いかがですか。

○松下正行委員 太田委員から、本当に今までの議論の総ざらいのようなまとめ方をした発言をいただきました。個人的には賛同する部分も、ここはどうかというところもありますが、私なりに区の再編についてということで意見を述べさせていただきます。

まず、この区の再編というのは、あくまでも組織の効率化というところが最大というふうに思っています。行革の最大のものも区の再編というふうな位置づけを私なりにはしています。やはり大事なことは、合併して政令市になって、最初は大きな区役所、小さな市役所ということで、先ほど来ずっと太田委員が細かく説明していただいたように、区役所を住民自治の拠点ということでスタートしたはずですが、これが十二、三年たってどうだったかという検証をしてみると、そんなに住民自治の拠点にはなっていないという実感です。これは市民からも様々な御意見をいただいたりする中で、私としてはそういう結論という考え方になっているわけです。政令市になったときに、当然法的に区の設置は必要ですので、浜松市の場合は12市町村という広大で多くの地方自治体と合併をしたわけで、その中で、合併から2年で政令市になったというのは、ほかに例はないと思えます。静岡市でも10年ぐらいかけてはいるはずなので、そういった意味では、非常に短い期間で調整を取りながら政令市になったという経緯があって、一市多制度等、それぞれの地域のことをしっかり鑑みながら、この7区というのができたのではないかと私は思っています。

そこで、これからの浜松市の在り方というか、区制また住民自治の在り方について、キーワードは人

ということだと私は思います。ですから、組織だとか上物の建物だとか、そういうことではないと思っていますし、これから数年でデジタルなど様々なことがスピーディーに変わっていきます。この変化の時代の中で、浜松市の行政組織としてどうなのだとするところが今、本当にキーワードだと思っています。例えば、協働センターで103、本来はもう少し少ないみたいですけど、その業務を浜松市内全域でやっているということで、これも先ほど太田委員が言ったように一律でやるべきなのかという議論は必要だと私も思っています。ですから、申請・手続が全然ないところについてもそれだけの業務をやる必要もないし、職員の負担もあるということで、それも見直しをかけていくべきだと思っています。

それで、住民自治という話をさせていただくと、先ほども言ったのですけれど、区役所が本当にそこまで住民自治の拠点と言えたかどうかということも検証しなければならない。要するに協働センターだけでできる業務と、あと問題は相談窓口ということになると私は思っています。国の法律改正に伴って、これから重層的支援体制整備事業、最初の窓口のところ、全部丸ごと相談を受けるという形になっていく。国のほうで法律的にそういうふうにしてくれたということで、浜松市もこれからやっていくという話だと思います。1人の方の相談を受けて、例えば福祉の話だったとしても、当然家族がいるわけで、家族の就労とか住宅とか、いろいろな問題を抱えている家庭とすると、なかなかその人だけの相談に乗ってあげればいいのかという話ではなくて、親とか兄弟とか、そういう人たちの相談も、最初の窓口で全部引き受けていく、断らない、そういう相談事業にこれからなっていくということです。そういったことを考えると、相談窓口をどういうふうにしていくかというのは、すごく大きい問題になってくると思いますし、今までのいわゆる行政の縦割り組織で本当にいいのかという問題も出てくると思っています。

片や、証明書のことについては、デジタル化が進んでくると、一番身近な協働センターに行かなくても証明書が出せる、最終的には証明書の添付が要らなくなるような時代も来ると思っています。そういった将来、未来のことを考えながらの組織改編という中では、効率よい組織として、なるだけ区の数を減らして、前回も言いましたけれど、協働センターで駄目、区役所で駄目、最終的に本庁で解決したという事例を見ても、もう少し効率よい組織にすべきで、その中での最大の行革が区役所の再編ということだと思っています。

意見がばらばらでまとまっていないのですけれど、意見として言わせていただきます。

○高林修委員長 はい、ありがとうございました。

今の松下委員の意見も含めて、今までお2人の御発言について質疑、御意見がありましたらおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○酒井豊実委員 お2人の委員から幅広い意見が述べられました。太田委員のこの間の流れについての内容については、おおむね同意をするところだと思って聞いておりました。

合併に向かうところで、これからの未来をどういうふうにつくっていくのかについて、非常に深刻な議論が12市町村でありました。大きな町も小さな村もどうやって守っていくのか、国や市、町、県の財政状況も見つめながら、市の職員もねじり鉢巻きで汗をかいて頑張ったという中で、政令指定都市へ向かう、環境と共生するクラスター型政令指定都市、これを協定書とともにつくったということ、太田委員の発言を聞きながら思い起こしたところです。

それで今、松下委員から指摘がありましたが、1点、区役所は住民自治の拠点になっていないよ、うだという発言があったわけですが、合併のときにみんなが合意したのは都市内分権で、区役所を大きくしっかりとつくって拠点にしていくということでしたけれども、政令市に向かうその出発点のところ

で、御案内のように市長選挙があつて、激変があつて、大きな方向転換がされたと思つています。そのことによって、みんなが合意した浜松型の政令指定都市の理想へ向かおうとしたところ、かじ取りが変わつて、区制の方向性も変わつて、区の権限を強めていく方向へ向かおうとした矢先に、クラスター型の政令指定都市の看板が見事に下ろされたと感じています。

そういう問題の中だからこそ、その市政が続く中で、住民自治の拠点化の方向が区制の中でつくられてこなかったのではないかと、そう見えるのではないかと思います。しかし実際は、市の職員と市民協働の力によって、本当に頑張つて拠点づくりというのは行われていることは事実だと思つています。それが1点です。

それから、合併から政令市への移行という点ですけれども、同じ時期に政令指定都市に移行していった新潟市は、ほぼ浜松市と同じような形で、前後しますけれども同じような日時の展開で、合併の苦難の中から政令指定都市になって、浜松市は7区、新潟市は8区というふうな展開になりました。浜松市と新潟市を比較すれば、新潟市は都市内分権をしっかりと模索、議論して、浜松市とは違った流れで現在展開しているということで、私自身としては、新潟市の方向性をモデルにしながら、もう一度浜松市政もなりを直していくべきだと思つています。そういう中で、新しい今後の区政、市政の最適化を模索していきたい、つくっていく議論を皆さんと一緒にやっていくべきだと思つています。

○高林修委員長 松下委員は、今の酒井委員の意見については特に何もありませんか。

○松下正行委員 今、酒井委員から指摘がありました。それはそれぞれの感覚の違いということもあると思つますが、私的に言わせてもらつと、やはり住民自治というのが非常に大切に、市民が浜松市をどう思うかということにも、その住民自治というのは反映されてくると思つています。先ほど最適な行政組織ということは言わなかったのですが、例えば住民自治の話をさせていただくと、前期にも議論がありました。例えばですが、私が資料請求した雲南省の小規模多機能自治組織というものがありまして、そこでは本当にその地域でいろいろなことを自分たちで解決しているということがあつて、私は非常にショックを受けたわけですが、浜松市にとって、それを全てできるかというとなかなか難しいかと思つますが、例えば地域で協働センターを核にして、その下に例えば前期の議論で当局が提案していた小学校区の地域委員会みたいなものを立ち上げて、そこに議員も入っていくとか、当然浜松市と地域住民、それからまた議員もということで、この三方で協働していくというのが理想の組織かと思つています。区の数が少なくなれば区域は広がりますので、そういった意味では議員は大変になるわけですが、やはり市民と当局の間にしっかり議員が入つて地域の声をしっかり市政に反映していくということが大事だと思つています。

浜松市議会で作つた議会基本条例なども再度見返してみたのですが、市民の意思を的確に把握し、市政に適切に反映するとともに、市民に開かれ信頼される議会の構築に一層努めなければならないとか、市民の視点に立つて市民の負託に的確に答えていくことを条例で制定したということです。議員の役割としては、市政について市民に説明したりとか、市民との意見交換等による市政に関する市民の意思を把握することというふうなことが書かれています。そういった意味では、市民と行政だけではなくて、議会、議員もそこに入つて、この三方でしっかり地域のまちづくりとか、地域の問題、課題を解決していくような住民自治が推進できる組織も、この区の再編の中で考えていくべきではないかと思つています。

○高林修委員長 先ほどの松下委員の御発言の中で、現行の区は、住民自治の拠点にはなり得ていないという御発言がありましたが、太田委員、その点についてはどのようにお考えでしょうか。

○太田康隆委員 前回のこの委員会でも、住民自治についての解釈の議論があったと思います。これもそれぞれの委員の皆さんによって解釈が微妙に違うものですから、何をもって、どこを論点にして議論するのがいいのかというふうに思いますが、今までの当局を含めた区再編の議論のときに、住民自治を実現するツールとしては、区に区協議会を置いて、それがきちんと機能すること、議会が機能することが住民自治を実現する上で一番要だということは言われているのです。

区の協議会がなかなか機能しないという話は、いろいろなところから聞いています。機能しないと言われているのだけれども、では、それを機能させる努力を本当にしているのかというと、そこも問題です。例えば委員の任期を3年を上限としましたけれども、むしろ以前委員を務めていた方などは合併当初から地域を知っているのです、そういった方たちについては別に3年と定めなくて、もっとやっていたことで、何をどういうふうにしていくのがいいのかという議論につながっていくのかもしれない。ですから、区の協議会について改善の余地はあると思います。

それから、住民自治は、決して独立したガバメント、地方政府をつくることではないのです。あくまでも地域住民の意思を反映させて行政を行うことであるし、それからもう一つ、地域コミュニティーのところとよく混同しがちですけれども、地域コミュニティーを維持していくことも地域を運営していく上で大切なことだろうと思います。

地域コミュニティー維持については、自治会という基幹となる組織がありますので、そこをしっかりと支えていって、そこには様々な団体関わっていて、要望とか地域の課題などが自治会を通じて上がってくるということがありますから、それに対して行政がしっかりと応えていくというのは大切なことだろうと思います。でも、あくまでも自治会というのは、少なくとも任意組織でなくてはいけないわけで、行政の下請になってはいけませんので、そこのお付き合いの仕方というのは考えながらやっていく必要がある。

だから、住民自治はもちろん強化していかなければいけません、その基本となるのは議会であるし、地域の様々な組織と連携を取りながら、身近なところで、できるだけ皆さんの声を反映させていくことだろうというふうに思います。

それで先ほど、効率化のところ補足で言い忘れたことがあったので。

○高林修委員長 結構ですよ。おっしゃってください。

○太田康隆委員 区の再編も、松下委員が触れられましたけれど、最適な行政組織ということで当然出てきていることですので、それを区の再編によってやっていくのか、また違う方法でやっていくのかということで僕も考えています。

浜松市の特徴とは何だろうかという、以前も触れたと思いますが、出先機関の多さなのです。それで、くどくは語りませんが、これも6月18日に資料5で要求しています。他の政令市と比較して浜松市がいかに出先機関が多いかということが一目瞭然で分かります。例えば似たような広さの静岡市と比較してみたときに、浜松市でいうと住基の関係まで103業務ぐらいができるが、静岡市の場合12業務なのです。浜松市の場合これが52か所あります。当然そこには人が張りついているわけです。

それから証明書発行です。サービスセンターという言い方をしているところが政令市の中でもたくさんあります。郵便局などへ業務を委託してやっているところもありますが、この証明書発行については、静岡市は34か所、浜松市は59か所ということですから、区の数がどうのという以前に、同規模の指定都市と比較しても、いわゆる103業務をこなせるサービスセンター、窓口が圧倒的に多いということが言えるのではないかと思います。

もう一つ、浜松市の特徴は、これも6月18日の資料2で若干触れさせていただきましたけれども、正規職員数が少ないのです。浜松市の正規職員数は、教職員が県費負担から浜松市に移行した状態であっても、政令市の中で、令和元年度人口1万人当たりで少ないほうから3番目です。一番少ないのが相模原市、続いて福岡市、浜松市なのです。福岡市で何で正規職員が少ないかという、幼児教育に関わる部分を外部委託しているから人件費としては少なく、委託料のほうでその分出ているということです。もう一つの特徴は、総人件費率で類似の政令市と比較すると、若干高いのです。正規職員数は少ないということは、常勤、非常勤、再任用をうまく活用しているということなのだけれども、先ほどの出先機関の数が多ということと、その辺が関係しているのではないかというのが僕の感想です。ですから、それが直接市民サービスの低下につながるということであれば、市民の皆さんにも多少我慢していただいて、すごく近接したところにサービスセンターが重複しているところがありますので、そういったものを整理していく。

それから、協働センター機能をもととの公民館の貸館業務であるとか生涯学習の講座を提供するような業務に戻っていったら、103業務を含めた窓口サービスを基幹の協働センターや区役所に集約していくことで、かなり出先の整備というのはできると思います。コミュニティーを維持するという意味では、公民館が残っていれば、そこをベースにしてアウトリーチで派遣していったらやるということができないかと思っています。そんなことも併せて、効率化というところも考えていく時期になっているのではないかと思いますので、指摘させていただきます。

○高林修委員長 それは太田委員、再編をしようがしまいが、そういうふうな効率化を図っていく…

○太田康隆委員 再編しなくても、そこへ手をつけてもいいかもしれませんが、要するに、区役所の数をあんまり少なくしてしまいますと、協働センター的な出先機関、あるいは支所としての機能は残していかないと、防災とかいろいろな面から、非常に不安が多くなるということがあります。だから、区役所の数を極端に少なくしていくと、そういうことが出てくる。

区は現状のままとしたときに、先ほどの区の出先機関の整理とか見直しとか提供業務の見直しについては、デジタル化も進んでいますので、証明書はコンビニなどいろいろなところで取れますから、そういうことも考えていかなければならないというところで、両面から申し上げました。

○岩田邦泰委員 今伺いましたお話は、前回の委員会で、逆のパターンで話をされたことかなと思いつつ聞いていました。ICTなどの進展で実際の業務が減るとするのは、僕も当然そうなると思うのです。だから、協働センターの在り方という部分に関しては、僕は区の数減らしたほうが良いという立場ですけれども、これからも重要な位置を占めていくであろうし、住民に一番近いところの役所というところで私は重要視しています。

先ほどの災害本部の設置だとかスポーツ振興の話だとか、それも結局、区役所がなければそこに設置できないかというところではなくて、市として区役所以外にも設置しようと思えばできることだと私は思っているのです。区でなければならないという話でもない。やり方によってはいろいろあるなどというのは、先ほど太田委員が協働センターについて言ったお話と同じで、今の区が区役所の中でやっていることというのも、別の形として、区役所でなくてもできるようにすることで対応できるのではないかと考えているので、ここのところは、どうしても意見がなかなか一致しませんけれども、ただ、やりようはそれぞれにあるだろうというのは私の意見でありますので、前回もお話しさせていただいたと思いますが、御理解いただければと思っています。

○太田康隆委員 当局に聞いてもいいですか。

○高林修委員長 質疑の内容によって、当局が答えられれば。

○太田康隆委員 私は合併してきた浜北から来たのですが、先ほど言ったように、町村も含めて合併してきたところは、その自治体よりも広いエリアで区ができましたから、区は本庁へ行くよりも身近な存在なのです。だから、その区である程度完結してくれれば、これは便利だとなるのだけれども、旧浜松市で分区したところから区は要らないという声をよく聞くのです。いろいろ聞いてみたり調べてみたりすると、要するに旧浜松市、人口60万人の中核市の時代というのは、支所があったかどうか知りませんが、本庁があって、あとは協働センターで相当なところを補っていた。特に縁辺部にある協働センターはなおのこと、先ほどのスポーツ振興であるとか商業振興であるとかというのも、別に所掌事務にはなっていないけれど、職員が本庁とつないでいたのではないかと思いますし、そんな話も聞いたこともあります。本来は協働センターよりも少し広いエリアをカバーした支所を置いて、そこに事務分掌して、例えば東に支所を置いて東の一定のエリアをそこでカバーする、西にも支所を置いて相当なエリアをカバーするという、そういう提供体制ができていたのだろうけれども、そうではなかったのです。だから協働センターで完結すればいいという声が強くなっていると推測していますけれども、参考になるような意見を当局から聞けますか。

○高林修委員長 意見というよりも、かつての旧浜松市のときに、今、太田委員が言われるように本庁と協働センターでほとんど完結できるということが実態としてありましたかということは聞きたいわけですね。

当局、申し訳ないけれども、そのところはいかがでしょう。

○企画調整部長 今の太田委員の御発言も、話を聞いたことがありますという伝聞のレベルから始まって、そういったことではなかろうかという推測だと思います。

私は、今日いろいろお話に出てきた中で言えば、旧浜松市の職員になりますけれども、当時感じていた、そして今、合併・指定都市を経て感じていることから申し上げれば、例えば協働センターの話ですが、もともとは市民の利便性の向上や市民サービスの向上を目指すために、市民サービスをより市民に身近な場所で提供しようということから始まって、それが総合窓口へ発展していった。その取組は、全国的に見ても先駆的な取組だったと思います。

ただ、太田委員がおっしゃるように、そこがあたかも現在の本庁と出先というような感覚の中で、その他の業務まで見ていたかということまでは、私は思いません。

社会教育の場としての当時の公民館では、当然その事業等を通じて、地域のスポーツ振興であるとかそういう部分は関与してきたと思いますし、それは社会教育が本来持つ役割だと思います。

○太田康隆委員 以前も触れたかもしれませんが、浜松市の協働センターでの総合窓口制度は、ほかの自治体からすると非常に羨ましがられていて、平成5年から始まったと思いますけれども、福岡市もぜひ取り入れようと思って視察に来たけれども、これはとてもコストがかかる話だからといって諦めたというようなことを言っていました。

○波多野亘委員 先ほどの岩田委員の話、区でなければできないのかということですが、最初の行程2-1などでも総務大臣通知等で示したとおり、区で何をやるのかというのは、それぞれの地方自治体、議会も含めてしっかり考えてくれということですので、やりようはあると思っています。

特に、そのあたりの比較をするために、令和2年3月16日に別紙2として、指定都市の区の状況等をお配りさせていただきました。その6ページなどを見ていただければ、区長への事務委任の状況も明確

になりますし、このあたりの中で実際に今議論されている最適な行政組織というものを考えたときに、松下委員は効率性というようなところで組織というものを捉えられておりますけれども、業務の部分で103業務は必ずそこでそういう形でやらなければいけないのかという発言があったとおり、区においても、区役所で何の業務をやっていくのか。令和2年6月30日に私のほうで資料請求させていただきましたけれど、区でやっている546業務が実際多いのか少ないのか、そういったことも本来は、この区の再編に併せて、効率性というところからいくと、その構成するものとして、業務の種類、量、あとは提供箇所数、こういったものを見直していくことが効率につながっていくと思いますので、再編の議論の中で最適な行政組織を考えていくべきと思っています。

個人的な意見は除いてなのですけれども、今申し上げたような令和2年3月16日の区長への事務委任の状況だとか、あるいは先ほど申し上げた546業務の、実際に平成30年度に扱っている件数、そこには出先機関として幾つの業務をされているかというものも載っています。その部分の詳細については、太田委員から資料請求があった6月18日の資料5のほうで、週に1本も出ていないような業務もある中でどうしていくべきかということは、当然見えてくると思います。6月30日に私が請求させていただいた区役所と協働センター、ふれあいセンター及び市民サービスセンターの距離、移動時間。そして、その次の資料では、各区の協働センター間の距離、移動時間も客観的に出させていただきました。

こういう中で、先ほど太田委員からも指摘がありましたけれども、浜松市は52か所ということでやっているわけなのです。岩田委員からは協働センターは重要ではないか、松下委員も協働センターで今後ということを行っていますけれども、協働センターと名がついていても、総合窓口をやっていないところ、やっているところ、総合窓口の中でも、俗に言う103業務と呼ばれているもの、17業務しかやっていないところがあります。それとは別に、9か所が市民サービスセンターという形で、まちづくりだとかそういうことをやっていない。このあたりも、実際に距離感も含めて、2キロ以内のところにもそういったものが隣接しているというものもかなりありますから、こういったものをしっかりと、この区の再編の議論の中でもやっていくことが効率性に結びついていくのではないかと思います。

業務の量については、減らすという話になっていけば、当然市民の皆さんには御理解いただかなければならない話になると思いますし、それをどう最少にとどめていくかという意味では、対策だとかで逆に多少お金がかかっても、全体的な最適化というものを考えれば、やっていくべきだという判断にもなると思います。今までの資料の中で、それぞれの委員の皆さんが検討すべきところはありますので、この委員会の中でそういったものがより市民の皆さんの将来のためにもなって、持続可能でというところの中で議論が進んでいけばということで、一応意見というか、この辺の資料を見れば、最適化のイメージがつくのではないかとということで発言をさせていただきました。

○松下正行委員 先ほどからずっと協働センターの話が出ていますので、私の協働センターに対する考え方を述べさせていただきたいと思っています。

先ほど企画調整部長からも話があったとおりで、旧浜松の場合、もともと協働センターは、旧公民館という住民の身近なところでサービスを向上させようということで、昔でいうサービスセンターというのは、公民館の中に目的外使用という形で入ったわけです。だから、本来、ここへはそういうものを入れるべきではないという中で、浜松市として住民サービス向上のために、市民の身近なところで証明書の発行ができればいいという形でスタートして、これは全国的にはかなり先進的な取組ということで注目も集めたはずで。

先ほど太田委員から、区役所と出先機関の関係で、出先機関をなるべく集約していくみたいな話があ

りましたが、私はどちらかという逆の考え方で、区役所をなるだけなくして、住民自治とも絡むと思いますが、その分、協働センターを中心に、なるだけ身近なところで様々なサービスが展開できるようにするのが未来の浜松だと思っています。当然今の協働センターがベストかという、私もそうは思いませんので、波多野委員や太田委員からも指摘があったとおり、距離の近い協働センターの再配置とか、逆に言うと、ない地域での協働センターの設置ということも当然議論して、いかに住民にとって効率的な協働センターにするかということを考えなければいけないと思います。また、先ほども言ったとおり、協働センターで行っている証明書発行については、だんだん協働センターでなくても自分で取れるようになっていく時代ですので、その分、協働センターの業務が減ると私は思っています。その分、例えばですけども、今までの生涯学習とかスポーツ振興とか、貸館なども充実する中で、協働センターで相談業務ができるというふうになれば、市民の方はわざわざ区役所まで行かなくて済むというふうになってきますので、区の再編の議論の中で、住民の本当に近場、身近でできるサービスがどういうものがあるか、先ほど言った103業務というのも地域に合わせて、申請が少ないところは減らしていくとか、サービス提供の在り方ということもしっかり考えて柔軟に検討したほうがいいと思います。それが効率にもつながっていくと考えますので、意見を述べさせていただきます。

○高林修委員長 1点確認なのですが、効率という言葉が使われているのですが、これは住民にとって効率のいいということではなくて、今までのお二人の議論を聞くと、出先機関の統廃合も含めて、多少住民の皆さんにも痛みを伴うということもあるのでしょうか、行政効率という言葉の意味合いを持つと思うのですが、お話をする上で、効率とはこういうことを指していますということをおっしゃっていただきたいと思います。いずれにしても、お二人の意見は、これからの議論の中で、出先機関の統廃合は必須であるということについては異論はないわけですね。

○太田康隆委員 市民の立場で考えますと、税金は安いほうがいいのです。特に景気が悪くなってくると、税は強制ですから重くのしかかってくるのです。だから、その税で運営される行政というものは、できるだけ効率化を追求していただかないと困るわけです。無理、無駄はなくして、必要な市民要望の高い分野は、できるだけ実現していただきたいというのが、市民の気持ちではないかと思えます。

例えば福祉分野で本当に困っている人たちが、今、地区社協とかのサービスを受けながら、地域で支えているという部分もかなりあります。それは行政としても、保険制度とか、行政の通常の制度では、なかなか及ばないところは、そういうことをして支え合っていくということなのだろうと思います。分かりやすい例で言うと、何年たっても自分の近くの道路が整備されない、側溝もないものだから、雨が降れば水浸しで、その水が家に侵入してくる。何とかしてくれと言っているのだけれども、何ともならないということはありませんよね。そういう切実な要求を、時間はかかっても、少しずつ行政として解決してあげるといふ姿勢は大切だと思うので、だから、限られた予算をどこへ配分していくかという問題なのです。できないことはできないと言ふべきだし、これはこういうふうにして時間をかけて解決していこうと思いますということを、昔よく説明責任と言いましたけれど、最近、その説明責任が果たされているかどうかということも指摘されますが、そこはきちんと説明し、理解を得ながらやっていくことは大事だと思います。そういう意味で、効率というのは、できるだけ最少のコストで最大の効果と言いますが、結局は市民満足度につながるようなお金のかけ方ということだろうと思います。それが効率です。

○酒井豊実委員 私は旧天竜市の人間で、自宅は今も天竜区の山の中にそれこそぽつんと一軒家があ

るわけですが、行政サービスとは何か、それから区とは何か、あるいは協働センター、ふれあいセンター、サービスセンターとは何か、サービス全体を見直す。それと同時に、教育委員会、学校教育、こういうところを見ると、合併前後に中学校が統廃合される中で、私どもの地域は、スクールバスは用意してくれているので、大体50分前後かけて中学校に登校すると。春野地域もそうなのですけれども、そういうところが周辺部にはあちこちにあるというのが浜松市の現実だと思っているわけです。先ほどもありましたが、浜松市は出先機関が多いということも共通項がある。静岡市との比較を改めて見て、静岡市は2大都市を中心に合併を進めた結果、人口が集中しています。浜松市は広大な市域に、比較的満遍なく人が居住しているので、そういうところでの行政サービスを緻密に行うために、もともとは12市町村があった。それを継承して行政サービスを限りなく落とさないように、それで効率を上げるということの中での合併が選ばれたわけですから、その出発点のところは基本崩さないように。とりわけ中山間地域で、行政サービスや出先機関について、都市部と同じような物差し、尺度でもって機械的に効率化の方向にいきますと、そこに住んではいけないというふうなことで行政誘導がされていくということで、ますます地域に住む、浜松市に住むよさがなくなるということになっていきますので、機械的な全市一本の物差しでやっていくという方向性は、今後とも取るべきではないと思っています。

行革が進む中で、都市内分権とは何なのだということがなくなってきて、本来であれば地域差を持った様々な行政サービスをさらに色濃くやっていただきたい。それも、効率も見計りながら、市民のサービス満足度も向上させなければならないという苦難の道を、さらに検証、模索していく必要があるというふうに改めて思っているところです。

○高林修委員長 行程4に入るかどうかはともかくとして、地域の多様性は十分尊重して、これからの議論はあるというふうに思っています。

それでは、まだ時間がありますので、御発言がなければ、もう1点、私のほうからよろしいですか。

先ほど松下委員が議会基本条例の話をされましたけれども、まさしく太田委員は、その基本条例に携わった方なのですが、先ほどの松下委員の発言を受けて、議員と再編の話ということで何か御感想などありますか。

○太田康隆委員 議会基本条例は理念条例です。その理念条例に沿って我々議会がどう具体的な行動を起こしていくかということだろうと思います。そういう意味で、地方自治、住民自治を間接民主制として担う議会の役割は非常に大きいわけですので、住民の負託に応えられるような議会になるように、結果的には市民満足度を上げていくということになると思いますけれども、要望であるとか、困っていることに対して、できるだけ解決していくようなことに議会が携わっていくというか。

自治体というのは、財政民主主義といいますか、予算配分を通じて民主主義を実現していく。予算をどう配分していくかということが最終的なところになるわけで、我々議会も、その予算の議決について関わっているというのはそういうことだろうと思います。そういう意味では非常に重く受け止めて、基本条例をつくって、それを実現していくということは強く意識しています。

ちょっとそれとは違いますが、また少し先ほどのことに触れます。コストをかけて何かをやるということもありますけれど、コストをかけないで組織の運営をもう少し精度を上げていくとか、質を上げていくとかいうことはあると思うのです。区に与えられた役割の中に総合行政があると思います。総合行政は様々な縦割りの行政の中を、一定のエリアという仕切りの中でつなげていくというか、そういうものが区の役割の中でも大きなものだろうと思うのです。

区の総合行政の推進に関する規則について、前回の委員会で委員長が目を通してきてくださいという

ことを言われたと思いますが、規則をきちんと読んでいくと、まだまだ区長をはじめ区でできることがあるのではないかと考えていまして、それを機能させることが区の評価を上げることになるのではないかと思います。それがだんだん区が機能していない、区の協議会が機能していない、区は要らないというような雰囲気になってきてしまったことが非常に残念なのだけれども、お金をかけずに、今の規則の、特に地域情報の収集であるとか、それから直轄事業所と区の部局との調整であるとかをやりながら、区民要望に伝えていくというようなことは、区長は大変だけれども私は乗り越えていただきたいと思うのです。

○高林修委員長 区の総合行政の推進に関する規則については、前回多少私も、読んできてくださいとくどく申し上げたのですが、先ほど配付した資料の3ページの下の方、別の視点で、例えば最適な行政組織に絡めてという表題があって、太田委員の発言で、規則に示された4つの基本原則によれば、区長は本庁との協議を本庁の部長に要求できるなど総合調整機能を持っているので、発揮できるといい、また、区長連絡会議をしっかりと機能させたいという御発言がありました。この発言はこれでよろしいですか。

○太田康隆委員 はい。

○高林修委員長 もう一度申し上げますが、区の総合行政の推進に関する規則を読んでくださいということだったのですけれども、このところは結構大きな肝だと思っています。

読まれた方で、この規則について何か感ずるところとか、御意見があればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○岩田邦泰委員 読みまして、書いてあることはなるほどというふうに感じておりますが、これも結局、区の数がどうあるかが、やらなきゃいけないことなのだろうということで認識をしています。7区の今の区でも当然やるべきとしてこの規則を決めたと思うのですけれども、今後、再編といった形になったとして、区の数が減ったとしても、これは追い求めていくべきことで、ただ現状はできていないことが多いのだなというのを再認識はさせていただいたと思っています。

○高林修委員長 松下委員はいかがでしょう。

○松下正行委員 私も総合行政の在り方についてはこのとおりでと思いますが、先ほどの太田委員の発言で、区がなくなるわけではないので、そこもしっかり言っておかないと。まるで区がなくなるようなイメージで言われているようなところが少しあった気がしたので、そこは少し否定をさせていただいて、区の数が減るといことなので、そうすると、この総合行政も、区の数が今の7つから減ったところできちんとやっていけば、同じようなことはできると感じています。

○高林修委員長 その点、太田委員、いかがですか。

○太田康隆委員 これは平成19年につくった浜松市区における総合行政の推進に関する規則ということで、当然改正はしていますが、割と夢を描きながらつくった時期のものだと思っています。こういう形で区を生かしていこうという意思が強く行政として現れてくれれば追い風になるとは思いますけれども、これまで我々が関わってきた中だと、区を再編していく、区は減らしていくのだということで、区の個性を発揮しようとか、区を機能させてよくしていこうというのに逆に作用してきたのではないかと私なりに思うわけです。

松下委員からは、区は別になくなってしまわないわけではないということで、確かにそのとおりのだけれども、所管する地域が広くなると、では薄いところをどうやってカバーしていくのという話にもなってくる。もう一つ、皆さんが声を同じにして言っているのは、区の権限を拡大していくということと言

っているのです。これも非常に慎重に考えていかないと、区の権限の何を拡大していくのかというのは重要なところですので、権限をどんどん拡大していくということは、大きな区役所、小さな市役所へ戻っていくのか。だから、そこら辺が曖昧なまま、ただ区の権限を拡大していくと言うと、何か区が機能してよくなるような感じするのだけれども、具体的に区長の権限をどうやって変えていくのかとか、予算の編成権を付与するのかとか、そういう具体的な話でもって区の権限ということをこれからは議論していかないといけないのではないのかと思うのです。そういうことも併せながら、私はこの総合行政の推進に関する規則が十分発揮されれば、相当区の権限というか、区の動きはよくなると思っています。これに加えて、地域の固有事業をもう少し裁量権、自由度を与えてあげるとか、それから区長そのものが今、再任用とか非常勤の採用に関しての専決など、結構権限を持っていると思うのです。ですから、各論としてはそういうところも検討しながら、この総合行政の推進に関する規則にうたわれている精神をきちんと発揮させていくことが区の活性化につながっていくのだらうと思っています。

○松下正行委員 私は総合行政をやることに別に異議を唱えるわけではないですが、問題は区役所の業務と市役所の業務をはっきりさせるということが大事かなと思うのです。

前にも言ったと思うのですが、要するに総合行政を区役所でやっているのだから、区役所へ行けば市民は解決できると思って行ったところ、結局そこでは解決できなかったのだから、また本庁へ行くようになったという事例は私もたくさん経験していますし、そういう話も聞きました。そこで、市民に対して、区役所というのはこういう業務、それ以外は全て本庁へとか、そういうふうに明確にしたほうが逆に言うといいという感じがします。

要は区役所で546業務できるというのが、逆に言うと、あまりにもたくさん過ぎる。市民は区役所へ行けばできるというふうに勘違いするところもあるし、また本庁へ行かなければならないという二重行政というか、ダブるということがあるので、区役所を考えたときには、本庁と区役所の業務のメリハリというか、そこをきっちりすべきと思います。

○高林修委員長 ちょっと発言されている方が特定されていますが、もしほかの方で区の意義や在り方で御意見があれば。それから、先ほど太田委員は広域性の話をされました。浜松市として責任ある地方自治体にならなくてははいけないみたいなお話があったやに思いますが、そういう意味も含めて、浜松市の未来を考えていただいて、それを導くためにも最適な行政組織についてほかに御意見のある方は御発言をお願いします。

○波多野巨委員 当局に。

○高林修委員長 どうぞ。

○波多野巨委員 人事課にお伺いしたいのですけれど、6月18日の資料として事務分掌規則を請求させていただきました。また、5月11日には専決規程なども請求させてもらっているのですけれど、今の区役所と本庁の役割が明確になっていないというのは、こういったところからすると一応明確になっているのではないかという理解なのですが、そこはいかがですか。

○高林修委員長 波多野委員、言葉を変えて言うと、専決規程などがあるのですが、それと現実との乖離がありますかということですか。そんな極端な聞き方ではなくて……。

○波多野巨委員 現実との乖離があるというのはいかがなものかと思うので……。

○高林修委員長 もちろん。

○波多野巨委員 この規則の中で分けられていますかという聞き方をしております。

○高林修委員長 分かりました。それでは、人事課長。

○**総務部次長（人事課長）** 分掌規則で明確にしているというところでございます。

○**波多野亘委員** とすると、やはり先ほどの総合行政の規則もそうですが、それぞれその事務分担されている方々が、どのような形でその責任においてしっかりと使いこなしていくかというところになるのではないかと思います。

○**加茂俊武委員** 今の波多野委員とかぶるところもあって、市民にどこで何をやるのかということをごどのように広報していくか、これで解決をするのではないかと思います。

総合行政の推進に関する規則について皆さんにお聞きしたいのですが、例えば、第5条の4で区内の公共施設の利便性を図る措置を取るようなこともあります。あと第6条、区民の要望その他の地域に関する情報を積極的に収集するよう努めるとあり、第2項では、地域に関する情報のうち部等が分掌する区における事務事業に関するものを関係する部長等に提供するとあります。この地域に関する情報、これがどのぐらいの区で、どのぐらいの収集とか、皆さんのイメージを伺いたい。例えば当局が前回出している天竜区とそれ以外と違って、この区長の仕事というのがどのぐらいのイメージになるのか私には全く湧かなくて。これは推進していくと、先ほど皆さん言われましたので、その区のイメージ、区長の仕事のイメージをどう捉えているのか。これは守っていくべきというのはよろしいでしょうか。その辺も含めて意見があれば逆にお聞きしたいと思うのですが。

○**高林修委員長** 加茂委員、規則ですので、守らなくてはいけないということは大前提として、先ほど波多野委員にも大変失礼な聞き方をしたかもしれませんが、現実はこの第5条とか第6条があるにもかかわらず、現実として第5条、第6条が実現していないというふうに、ほかの委員の方は考えますかということよろしいのですか。

○**加茂俊武委員** いえ。区の数が減ったときのイメージです。先ほど区はなくなるけれども、減るのだと。減る可能性があって、これは守っていけば守っていけるのだという御意見が結構ありましたけれど、減ったときにその区域がかなり広くなるというところをどのように理解するのか。仮定の話で答えにくいのかもしないですが、当局が昨年12月に提案された天竜区とそれ以外の2区案、その区長の役割が見えてこないというか。ですので、その辺がもし聞ければ聞きたいと思うのですが、具体的な案が一切出ていないので、その辺は委員長の判断に任せますけれど。

○**高林修委員長** 非常に答えにくい御質問だとは思いますが、もし答えていただける方があったら、いかがですか。

○**松下正行委員** ストレートな答えではないと思いますが、あくまでも区の数が増えるか減るかはっきりしていない段階で区長のイメージがどうかと言われても、それは言いようがないと思います。7区が例えば5区になるとか、3区になるという想定が出てきて、初めて議論すべき話かと思うので、あまりこの場で仮定の話ばかりされても困るかなと思います。

○**高林修委員長** そういうことよろしいでしょうか。

ほかに御発言のある方。

○**酒井豊実委員** 天竜区は、市域の60%以上を占めるところに満遍なく人が住んでいるということで、全体を統括する区長の任務もより重要なものになります。さらに第1種協働センターがずっとありますから、その第1種協働センターの所長のほか、スタッフや、それぞれのところの自治会等から住民の意見、要望も多岐にわたってくるということで、それを反映した区の協議会も非常に活発で、時間が足りないというときも間々あるということですから、それらを全てまとめていく区の協議会長、そして区長は、大変な中でやっていますが、非常に勉強されて情報を把握されています。新任の区長にしても、そ

ういう姿勢で取り組んでいると思っています。

今度の7月豪雨の中では、水窪や佐久間の協働センターは、センターを挙げて住民を救援する災害復旧に取り組み、その情報については、まさに逐一区役所、区長に知らせ、全体の対策を取っていくという形で進んでいます。まさに住民生活、要望と協働センター、区役所が全体として一本の線で貫かれて動いているのではないかと思います。ただし問題は、この間の行革の中で区長の権限、あるいは協働センターやふれあいセンターなどが行政レベル、職員レベルでそこで最終的な決断、判断を下せない状況というのが広がっているのではないかなということと思っています。それは、先ほど出た総合行政の推進に関する規則、あるいは事務分掌ということには、一応文言では書かれているけれども、それを実際にどこまで権限、責任を持ってやり抜いて、そして市民のサービスを確保する、あるいは住宅を確保する、道を確保するというところが、どこまでその地元により近いところで短時間で決裁できるか。それは災害が発生したときには、本当に大変な状況に現状もあるわけで、できる限り身近なところで決裁されていくということが必要だと痛感をしているところなのです。

もう一度言いますが、いろいろな行革の中で、ふれあいセンターにとっては区役所に聞く、区役所にとっては本庁の担当課に聞くというふうな中で、決裁の中身、期日がどんどん遅れていく、住民の救援が遅れていくということにも今は直面しています。これはこの間の行財政改革による人的、質的な悪い影響が出ているのではないかなと思って見ているところです。

事務分掌、規則に基づいて、しっかりと自覚的、専門的な能力を発揮してもらいたいし、それは現行の7区の制度の中で十分やっていかなければならないことで、それがまさに住民自治の大本もつくっていくというふうに思っています。そこに議員もしっかり関わっていかなければならないし、やれる部分で協働してやっているという状況だということをおきます。

○高林修委員長 いわゆる規則に関して、酒井委員の現況に対する認識はそういうことだということによろしいですね。

○酒井豊実委員 はい。

○高林修委員長 今までの各委員の発言を踏まえた上で質疑、御意見があればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○加茂俊武委員 総合行政の推進に関する規則というのは、皆さん守るべきだということを聞いて本当に安心をしましたがけれども、私の意見とすると、協働センターと区役所の違いを皆様どのように理解しているのかということです。基本的に地方自治法で必置であるということ。それから、区がイコール選挙区であるということです。住民自治の根幹は、基本的に議会と区協議会です。岩田委員などに聞きたいのだけれど、これを地域委員会を住民自治の根幹とするのかとか、その辺のイメージです。

総合行政の推進に関する規則で、権限が少なからず区長にあるわけですが、これを協働センター長に置き換えて、そこが権限を持つのかとか、その辺のイメージがもし言えれば、教えていただきたい。

○岩田邦泰委員 前にも言ったかと思うのですが、ひとつの浜松市を目指しましょうという中で、ばらばらな浜松市になってしまうのはよくないという話をさせてもらっていたかと思うのです。それで言うと、今の加茂委員の話をそのまま受けると、協働センターごとにはばらばらになってしまうのは、僕は全然よしとしていないので、そんなつもりはないです。

権限ということではなくて、協働センターの在り方というのは、本当にその地域づくりのためにあるべきだと思っていますし、協議会に関しては、区でくられた協議会というよりは、大きい区の中でも、もう少し細分化した地域の協議会みたいなのを新たにつくればいいのかなどは思っています。

ただ、前回もお話ししましたけれども、隣接して関係する地域というのは絶対あるわけです。そういう方々が区境に影響されることなく、一緒になって、周辺地域も含めてその地域、浜松市をよくしていきましょうという活動ができるのがいいのだらうと思っているので、今のように区境で仕切られている協議会の在り方よりは、もう少し踏み込んだものがあつたらいいと思っている、こんな形でいいですか。

○加茂俊武委員 次回もメリット・デメリットはやっていくような……。

○高林修委員長 そう申し上げるつもりでいます。

○加茂俊武委員 次回で結構ですけれど、皆さんが考えているそれぞれのイメージがどうも伝わりにくいので、具体的なものは出せないでしょうけれど、協働センターがどうなる、区役所がどうなる、では業務はどこでやるのだみたいなそれぞれのイメージみたいなものというのは、なかなか聞きにくいのでしょうか。

○高林修委員長 行程3-2は、あくまでデメリット・メリットの話なものですから、そこまで踏み込んだ議論ができるかどうかは、今日の段階では私自身も不明なので。

○加茂俊武委員 岩田委員に申し訳ないのだけれど、デメリットが住居表示の変更をするぐらいと言われたのだけれども、現区役所でやっている行政事務や業務が少しでも減れば、それはデメリットだと思うのです。どこかへ集約をしてもし遠くなれば、そこまで行く手間、駐車場、待ち時間とか、そのあたりはデメリットだと思うのだけれど、その辺の話というのをどうやってこれからしていくのだらうというところです。

○高林修委員長 私の記憶するところでは、行程3-2に入った段階でその話は一応出ていますが、特にそれに対する明快な答えはなかったように思っていますけれど、もしお話ができるようでしたら……。

○岩田邦泰委員 前々回の議論の中で、ある程度具体的な案なりがないと、このメリット・デメリットは難しいという話になっていたと思うのです。だから、メリットとデメリットはあるという話になったときに、どちらが大きいかということを考えて、ではデメリットをどれだけ少なくしていくかということ対策として考えてということはやっていかなければ当然いけないと思いますし、先ほど言った取扱い業務が減りますというのも、ただ単にそこできれませんが本庁へ行ってくださいというのではなくて、太田委員も先ほどおっしゃっていたように、ICTの活用で、例えば本庁に行かなくても家でできるようにして、窓口はやらないようにするだとかという方策を考えられることだと思うのです。ですので、具体案の中で議論するべきではないのかというのが私の考え方ということでよろしいでしょうか。

○高林修委員長 加茂委員、よろしいですか。

○加茂俊武委員 次回委員会の運営でどういう議論ができるのか。少しでもデメリットがあれば、こんなデメリットが考えられるということは、市民にぜひ伝えるべきだと思いますので、やはりそこは議論もある程度は避けられないのではないかと思います。そこは具体案を出してからという考えなのか、その辺の委員会の運営の仕方がちょっと見えません。

○高林修委員長 冒頭でお分けした副委員長のほうでまとめていただいた表があつて、前回の委員会では、メリット・デメリットについては、ある程度の御発言があつたものですから、それはもう一度読み返していただいて、それに対して何かあれば、次回の委員会でも結構ですので、おっしゃっていただきたいと思います。

○太田康隆委員 前回申し上げたのは、再編することのメリット・デメリットというのは、それぞれ挙げられると思うのですが、そうしたメリット・デメリットがあるという前提で、なぜ再編をす

るのかというその目的です。効率化を追求するというのであれば、どれだけの効率につながるのかということも含めて、何でやるのだというのが、素朴な市民の目線からすると非常に見えにくい。そこはぜひ再編したほうが良いという方には、もう少し分かりやすくその目的を説明していただきたい。これは前回もお願いしていて、考えてみますということだったと思いますので、ぜひ次回、そんなこともメリット・デメリットの議論の中で聞きたいと思っていますので、よろしくお願いします。

○高林修委員長 先ほど申し上げたように、時間の関係があります。御意見が今日出尽くしたというふうには思っていないので、行程3-2、区再編のメリット・デメリットについては、もう少し時間が必要と思われるので、本日はここまでとして、改めて協議の場を設けることといたします。

○松下正行委員 委員長に提案です。前回までも今回もそうですが、想定、仮定の意見が出てきています。ということで、前期を含めてもかなり議論していますし、そろそろこの特別委員会として区の再編の意思表示というのをきちんとしたほうが良いのではないかと提案したいと思います。よろしくお願いします。

○高林修委員長 先ほど申し上げたように、まだもう少し時間が必要と思われるので、今から申し上げるのですが、次回は9月23日午後1時半から委員会を開催し、引き続き議論いたしますので、よろしくお願いします。

○岩田邦泰委員 今、松下委員がおっしゃったのは、要は、先ほどから加茂委員ですとかのお話をお伺いしても思うのですけれど、具体的なところに入っていくと、これからいろいろなことを想定していく中で難しいなということがあります、

おっしゃったようにメリット、デメリットをもっとつまびらかに出していく必要があるという話になると、それこそ仮定の話の中で、やるかやらないか分からないデメリットの話を蒸し返すみたいな形でやっていかざるを得なくなってしまうのは、時間的にもどうなのかということもあります。具体的な話に入っていく限りは、そこで見落とすデメリットもあると思うのです。ですので、今、松下委員がおっしゃったように、次の行程に進んでいかないと難しいのではないのかなと私も先ほどの議論の中で思いましたので、意見として言わせていただきました。

○高林修委員長 お二人の意見は承っておきます。

○森田賢児委員 私も、このメリット・デメリットの議論というのは、一定程度されたら認識しています。やはり資料を見てもメリット・デメリットは表裏のところもありますし、もちろん詰めていくところは詰めていかないといけないとは思いますが、先ほど来の議論の中で、未来に向けたということがありました。今こうだから、昔はどうだったという検証がされてきましたけれど、そろそろ未来に向けて今からこうしていこうという未来志向の議論をもっとしていくべきだと思っています。

個人的な思いですけれども、私は、このコロナ禍でむしろ住民投票を行った当時よりも区の再編の大義はあると思っています。今日はあまり財政の話は出なかったかもしれませんが、松下委員が先ほど人がキーワードということでお話ししましたが、このコロナ禍で、今、非常に厳しい状況に置かれている方たちがたくさんいます。そういった中で我々議員というのは、そういった人たちをあまねく救いたい気持ちはみんな同じだと思います。しかし、財政の厳しさが増してくる中で、文字どおり行財政改革は不断の努力をしていかないといけないと思ったり、そういったことを踏まえると、10年後、20年後、50年後を踏まえて、具体案なり方向性なりを出していくと出来ないと思っています。したがって、松下委員や岩田委員と同じ思いということで意見をさせていただきました。

○高林修委員長 森田委員の御発言も、今日のところは承っておきます。

もう一度申し上げます。

次回は9月23日水曜日午後1時半から委員会を開催し、引き続き協議いたしますので、よろしくお願いいたします。

ここで資料要求について改めて皆さんにお願いいたします。

次回の委員会の協議に当たり、当局への資料要求がある場合は、委員長まで資料要求依頼書の御提出をお願いいたします。提出期限は9月15日火曜日となりますので、よろしくお願いいたします。

提出をしていただきました資料要求依頼書につきましては、議会事務局から当局に提供しますので、当局から内容確認の問合せがありましたら、御説明いただきますようよろしくお願いいたします。

以上で、行財政改革・大都市制度調査特別委員会を散会いたします。

11:56